

市第159号議案 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例等の一部改正

1 提案理由

令和6年1月25日に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」等（以下「基準省令等」という。）が公布されました。

これに伴い、関連する本市の条例の一部を改正します。

2 改正が必要な条例

- (1) 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第64号）（以下、①とする。）
- (2) 横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第65号）（以下、②とする。）
- (3) 横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第66号）（以下、③とする。）
- (4) 横浜市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第69号）（以下、④とする。）

3 改正の概要

国の基準省令等で示された内容について、次のとおり改正します。

なお、改正内容がいずれの条例に含まれるものかは、以下の各項目末尾に記載した①～④で示しています。

【主な改正内容】

(1) 障害者が希望する地域生活を実現・継続するための支援の充実

ア 利用者の意思決定の支援の推進

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、事業者は、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めることとします。【①～④】

イ 個別支援計画の共有

障害者の状況を踏まえたサービス等利用計画の作成を推進するため、各障害福祉サービス事業所が作成した個別支援計画を相談支援事業所に交付することを義務付けます。【①～④】

ウ リハビリテーション職の配置基準

高次脳機能障害等の後遺症により言語障害を有する方等の支援のため、生活介護及び自立訓練（機能訓練）事業所の人員配置基準を見直し、看護職員、理学療法士及び作業療法士の他に言語聴覚士を加えます。【①～④】

エ 指定共同生活援助（以下、「グループホーム」という。）から希望する一人暮らし等に向けた支援の充実

グループホームの支援内容として、一人暮らし等を希望する利用者に対する入居中における一人暮らし等に向けた支援や、退居後の相談支援等を義務付けます。【①】

オ 地域との連携等の強化

支援の質を確保する観点から、グループホーム、及び指定障害者支援施設（以下、「障害者入所施設」という。）において、利用者及びその家族、地域住民の代表者等により構成される地域連携推進会議をおおむね1年に1回以上開催する等の外部の目を定期的に入れる取組を義務付けます。（1年の経過措置あり）【①、②、④】

カ 障害者入所施設における地域移行の推進

本人の希望に応じたサービス利用に実効性を持たせるため、地域移行等意向確認担当者を選任し、すべての入所者に対して、地域生活への移行及び施設外の日中サービス利用に係る意向確認を義務付けます。（2年の経過措置あり）【②、④】

(2) 医療と福祉の連携（新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携）

グループホーム及び障害者入所施設については、施設内の感染者への診療等に対応できる体制を構築するため、あらかじめ第二種協定指定医療機関*との間で、新興感染症発生時等における対応を取り決めるよう努めることとします。【①、②、④】

※ 第二種協定指定医療機関：新興感染症等発生時に、発熱外来や自宅療養者等への医療提供を行う医療機関のこと

(3) 社会の変化等に伴う障害者の多様なニーズに応じた就労（就労選択支援の創設）

新たな障害福祉サービスである「就労選択支援」について、人員、設備及び運営に関する基準を定めます。【①、③】

4 施行予定日

令和6年4月1日

なお、基準省令等の施行日に合わせて、令和7年10月1日（予定）に施行する条もあります。